

平成二十一年三月六日提出
質問第一九二号

平成二十八年夏季五輪招致に関する再質問主意書

提出者 岡本充功

平成二十八年夏季五輪招致に関する再質問主意書

内閣衆質一七一第一二六号（以下「先の答弁書」という。）において答弁された内容につき明らかでない点があるので重ねて質問する。質問をまとめて答弁したり、または無視したりして答弁を怠ることのないよう一つ一つ丁寧に答弁されたい。

一 政府は先の答弁書において平成二十八年夏季五輪について「政府として東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（以下「組織委員会」という。）に損失が発生した場合の対策に関する文書を国際オリンピック委員会あてに発出したところである」と述べているが、この文書（以下「当該文書」という。）について問う。当該文書の文面を内容の概略ではなく、文言を詳細かつ正確に回答されたい。また英文が併記されている場合にはその文章も英語のまままで回答を求め、当該文書についてその宛先はどのようなようになっており、麻生総理大臣の署名があるのか、また他の署名は連記されているのかも問う。

二 当該文書発出後の国際オリンピック委員会からの返答もしくは反応はどのようなものであったのか答弁を求める。国際オリンピック委員会から政府に直接ではなくても東京都より聴取しているものがあれば明らかにされたい。

三 先の答弁書において「政府としての政治的な意思の表明として発出されたものであり、当該文書の発出によつて国が債務を負担するものではない」としている。債務負担を意味する文言と総理大臣の署名があれば当該文書を受領した国際オリンピック委員会としては組織委員会の損失に対する政府の債務保証があると理解するのが当然であると考えるが政府の見解如何。

四 今回、開催都市ではなく組織委員会に損失が発生した場合の対策に関する文書を発出した理由如何。開催都市に損失が発生した場合の対策に関する文書は発出しているのか。以前に発出しているのであればその文面を一にならつて明らかにされたい。また発出していないのであれば今後発出する予定はあるのか答弁を求める。

五 平成二十一年二月末現在、平成二十八年夏季五輪招致にかかる費用で国が直接支出したり、東京都に対して交付もしくは東京オリンピック・パラリンピック招致委員会を通じて間接的に支出したりした金額如何。また平成二十一年十月の開催地決定までにかかる国と東京都の費用の総額はそれぞれいくらかと推計し予算計上しているのか答弁を求める。

六 実際に組織委員会に損失が発生した場合、先の答弁書において「当該損失について東京都が開催都市と

しての財務上の責任をどのように履行するかが明らかではない現時点において、政府として当該損失に関して具体的にどのような措置を講ずるかについてお答えすることは困難である。」と答弁しておきながら、政治的であれ最終的な損失補填をする意思の表明をすることは矛盾していると考えるが見解如何。

七 当該文書を根拠に組織委員会から債務の負担を求められた場合、政府としてどのように措置するのか答弁を求める。

八 組織委員会と政府の間では当該文書が「政治的な意思の表明」であり、組織委員会の債務を負担するものではないとする合意がなされているのか答弁を求める。

九 国際オリंपピック委員会に当該文書が「政治的な意思の表明」であり、組織委員会の債務保証をするものではないことは伝えてあるのか答弁を求める。

十 先の答弁書における「政治的な意思の表明」とは「守れないかもしれないがそのように対処したい」程度の意味なのか。もし他の意味合いを持つのであればその意味と明確な定義如何。

十一 これまでの政府発出の文書で「政治的な意思の表明」として発出された文書はどのようなものがあるのか具体例をもって示されたい。

十二年年金記録問題への対応として平成十九年七月五日に出された「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」で記されている「政府・与党の責任において、必ず早期に解決し、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いいたします。」という文言は「政治的な意思の表明」にあたるのか見解を求める。違うのであればどのように異なるのか答弁を求める。

右質問する。